

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	池田市予防接種事業関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田市は、予防接種事業関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種事業関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託先との間で、個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

池田市長

公表日

令和8年9月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業関連事務
②事務の内容	本事業は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)で定める予防接種について、市内で居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施するとともに、接種記録の登録・管理、接種事務の報告、給付の支給又は実費徴収、予防接種証明書の交付等の事務を行うものである。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	予防接種事業に係る下記機能 1. 予防接種対象者抽出機能 生年月日及び性別等の条件設定により、各種予防接種の対象者データを抽出する。 2. 受診券発行機能 各種予防接種対象者に対して、受診券を発行する。 3. 接種履歴管理機能 接種情報の登録により、接種履歴を記録・管理する。 4. 実績報告等に係る情報・数値等の照会・算出機能 接種履歴等の情報の抽出・統計処理により、実績報告等に係る情報・数値等を照会・算出する。 5. 各種様式・帳票の出力機能 対象者等に関する情報や統計数値を参照し、各種照会・報告等に係る様式・帳票に出力する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (国民健康保険システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ)
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報等を通知する機能。 2. 宛名情報等管理機能 統合宛名管理システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能。 3. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (社会保障関係システム、中間サーバ)

システム3		
①システムの名称	中間サーバ	
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管、管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介し、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介し、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で、情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持、管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスターに情報を管理する。 9. 職員認証、権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()	
システム4		
①システムの名称		
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()	
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
予防接種情報ファイル		

4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表 14、126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供ができる根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項 2. 情報照会ができる根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29、153の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	池田市健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種事業対象者 ☐ その必要性
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	識別情報：対象者を特定するために保有(参照)する。 連絡先等情報：性別、生年月日等を管理し、条件設定による対象者把握のため、また通知業務等に利用するために保有する。 業務関係情報：予防接種の接種状況等を管理するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部健康増進課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 (医療機関) ☐ その他 ()

	[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ	
②入手方法	[] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()	
③使用目的 ※	氏名、性別、生年月日、住所の4情報および個人番号等により、予防接種対象者を特定し、受診券の発行や予防接種履歴等の管理・情報提供を行うため。また、実費徴収や給付支給等の要件を判断するため。	
④使用の主体	使用部署 健康福祉部健康増進課	
	使用者数 [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法	・予防接種対象者の抽出・管理 ・受診券の発行 ・予防接種情報の記録・管理 ・接種勧奨業務 ・予防接種情報の提供・照会 ・予防接種情報の様式・帳票出力	
	情報の突合 本人等より特定個人情報を入力する際は、本人確認書類およびシステムの4情報等と突合。 既に保有している特定個人情報と他の情報の突合の際、内部事務においては4情報等により突合し、他事務や自治体間での提供・照会時等は、内部番号を介して個人番号により突合。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	健康管理システムの運用及び保守・改修業務	
①委託内容	健康管理システムの運用に関するサポート、システムの保守・改修を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	NECネクサソリューションズ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

[illegible]

⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	予防接種事業対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	[]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他 ()	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<健康管理システムにおける措置>

- ・特定個人情報は、部外者の入室を制限した事務室内のシステム端末からアクセス、または同室内のキャビネット等に保管。
- ・システム端末からのアクセスは、ユーザーIDおよびパスワード・生体情報による認証、また、ユーザーに対するシステム利用機能の制限により運用。
- ・システムサーバ室は鍵で施錠し、入退室時の記録を行う。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。
- ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種情報ファイル>

(基本情報)

- 1 宛名番号
- 2 氏名
- 3 生年月日
- 4 性別
- 5 世帯員・保護者情報
- 6 連絡先
- 7 住民区分
- 8 住所情報
- 9 住民となった日・住民でなくなった日

(予防接種情報)

- 10 種類
- 11 区分・回数
- 12 実施日
- 13 実施機関
- 14 製造社・ワクチン名
- 15 ロット番号
- 16 接種量
- 17 他市依頼事由・場所
- 18 接種不可理由
- 19 接種券発行日

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- 1 個人番号
- 2 宛名番号
- 3 自治体コード
- 4 接種券番号
- 5 属性情報(氏名・生年月日・性別)
- 6 接種状況(実施/未実施)
- 7 接種回数
- 8 接種日
- 9 ワクチンメーカー
- 10 ロット番号
- 11 ワクチン種類(※)
- 12 製品名(※)
- 13 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)(※)
- 14 証明書ID(※)
- 15 証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報入手の際には、システムにおいて対象者を特定した上で行う。 ・本人からの申請等による情報入手にあたっては、申請内容および本人確認を実施する。 ・ unnecessary書類の受理や、項目外の情報の記載を求めず、特定個人情報ファイルへの記録を行わない。 ・ 庁内他業務システム等からの情報入手にあたっては、内部番号等を介して対象者を特定し、対象者以外の情報入手が行われないこと、また、必要な情報以外が連携されないことをシステム上で担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<健康管理システムにおける措置> ・各担当者の事務区分・権限を設定し、 unnecessary情報入手や個人番号の参照を制限している。 ・宛名管理システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号を参照できないよう、個人番号と宛名情報（4情報）等を物理的に分けて管理している。 ・ 庁内他業務システム等との連携においては、目的とする事務と必要な情報の対応に関するシステム連携の仕様に基つき、事務に必要な情報以外が連携されないことをシステム上で担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<健康管理システムにおける措置> ・（OSとは異なる）二要素によりユーザIDの認証を行う。 ・ ユーザーIDによる識別とパスワード・生体情報による認証を実施しており、各ユーザーに使用可能な事務区分・権限を設定している。	
その他の措置の内容	<健康管理システムにおける措置> ・ 人事異動等により事務区分・権限が変更・不要となった場合は、ユーザーIDや権限等の変更・削除を行う。 ・ システムへのアクセス、操作履歴の記録を保存している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

☐ 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報の秘密の保持義務、管理に関する重要項目等の報告、適正管理、持ち出しの制限、複製若しくは複写の制限	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	情報セキュリティ事故防止を目的とし、委託事業者が再委託先に「秘密情報管理実施要領」を遵守させている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザのシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザのシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<健康管理システムにおける措置> ・サーバ室、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・不正アクセス防止策として、ウィルス対策ソフトやファイアウォール等を導入している。 <ガバメントクラウドにおける措置> 【物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[☒] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法 <職員及び委託事業者に対する措置> ・職員については、個人情報保護に関する教育、指導を行っている。 ・委託業者については、個人情報保護に関する教育を行った上で業務に取り組むよう指導している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうることを周知している。		
10. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号 池田市総務部総務課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条、第91条、第99条に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号 池田市健康福祉部健康増進課
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年9月25日
②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	